

桂川町農業委員会 第7回 総会

- 1 開催日時 平成29年11月10日（金） 午後2時～午後3時30分
- 2 開催場所 桂川町役場 201・202会議室
- 3 出席委員 12名

正議長	藤春 郁夫	5	山邊 俊明	最適化推進委員	
副議長	原中 輝司			11	中嶋 團次
1	都田 光義			12	平塚 重義
2	竹本 貞男	8	林 英 明	13	久保 正澄
3	神崎 宏昭			14	大塚 清文
		10	原 中 壽		

- 4 欠席委員 4名
4番 金田義幸 6番 古野隆雄 7番 野村邦博 9番 高嶋征敏

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1) 議 案 第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議 案 第16号 桂川町農用地利用集積計画について
- (3) 議 案 第17号 桂川町農用地利用集積計画について（所有権移転）
- (4) 議 案 第18号 遊休農地の判定について
- (5) 報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- () その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 山 本 博
係 長 藤 木 秀 臣
書 記 堀之内 友寛

7 会議の概要

- 事務局 只今より桂川町農業委員会第7回総会を開催させていただきます。姿勢を正してください。礼。
- (一同、礼)
- 御着席下さい。以降、議事進行に関しましては農業委員会会議規則によりまして、会長に執り行っていただきます。よろしく申し上げます。
- 議長 (会長あいさつ)
(現地確認へ)
- 現地確認おつかれさまでした。
ただいまより平成29年度第7回桂川町農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は16名中12名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。4番金田義幸委員、6番古野隆雄委員、7番野村邦博委員、9番高嶋正敏委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
- 会場 (異議なしの声)
- 議長 それでは8番林英明委員、10番原中壽委員にお願いいたします。なお、会議書記には農業委員会事務局の堀之内氏を指名いたします。
審議に入ります前に前回の「しま」の件でお話がありますので先に報告をします。
- 事務局 議事に入ります前に報告をさせていただきます。前回、中嶋（島）さんの3条申請の件で事務局の方で同じ中嶋（島）家ということで、叔父から甥の方に名義の変更を行うためということでなかしまの「しま」の字が山鳥の嶋と普通の島と違うじゃないか、おかしいんじゃないかというご指摘をいただいた件についてでございます。
嘉麻市の方に確認しましたところ、双方共に間違いないことを確認しております。そのことで再度譲り受け人の甥っ子の方に確認しましたところ現在の名義人、もう亡くなられておりますけども、こちらの方については自分の父親の弟であるということを確認しております。

議 長 　　そういうことでもありますので、ご了承いただけますでしょうか。

会 場 　　(はい)

議 長 　　それでは議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について議案に
供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　　【議案書に基づき説明】

議 長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問ご意見がござ
いましたらどうぞ。

議 長 　　これは娘さんがするわけですか。

事 務 局 　　はい、そうです。

久保推進委員 　　息子はですね、添田の農家の跡取りでいってるそうなんですよ。詳しい
話は知らないですけど、そういう話らしいです。

議 長 　　ありがとうございます。

事 務 局 　　補足ではありますが、こちら〇〇さんについては地元の営農組合の方で
支援を行っていくというようなかたちで聞いております。

議 長 　　それじゃあ安心ですね。この件についてはよろしいですか。

会 場 　　(はい)

議 長 　　それでは採決いたします。議案第15号農地法第3条規定による許可申請に
ついて原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会 場 　　(挙手)

議 長 　　ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり
決定いたしました。続きまして議案第16号、桂川町農用地利用集積計画の
決定についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　　【議案書に基づき説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件
平成29年11月13日から平成32年11月12日 3年 賃貸借権
通年 田 水稻 16,116㎡ 9筆 貸手5 借手3
平成29年11月13日から平成34年11月12日 5年 賃貸借権
通年 田 水稻 13,682㎡ 8筆 貸手4 借手3
平成29年11月13日から平成39年11月12日 10年 賃貸借権
通年 田 水稻 874㎡ 1筆 貸手1 借手1

議 長 ありがとうございます。審議に入ります前に関連がありますので合意
解約の方を続けていきたいと思えます。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございます。少し合意解約が長くなりましたが、これより
議案第16号、桂川町農用地利用計画の決定についての質疑に入ります。質
問、ご意見等はございますか。

林 委 員 4ページの借り手の面積を確認しますが、どちらでしたか。入ってなか
ったのか。新は後から出さないといけないということになるでしょう。た
とえば、〇〇さんは最初の方は新だけどその後は再じゃないですか。再の
場合はこれは入ってるわけでしょう。3,078㎡。じゃないですか。

議 長 これは新も再も一緒に入っています。

林 委 員 新しく入れてこれになったわけですね。

議 長 そうです。そこのところを含んだところで、満たそうというかたちにし
ております。

林 委 員 はい、わかりました。

議 長 他に何かご質問はありませんか。

林 委 員 もう一点いいですか。10、11、12ページの〇〇さんが合意解約した土地
の件についてですけど、これは農業を辞められたということで理解して良
いんでしょうか。

久保推進委員　　この方は私の後に運転手が入ってきたんですけど、〇〇さんがそれで仕事が出来ないと。これは本人に会ったときに言ったことなんですけど、今まで利用権設定しようというのも断っていて、彼一人暮らしなんですよ、田んぼがもう間に合わないよ。

議　　長　　そういうことらしいです。

林　　委員　　はい。

久保推進委員　　自分の田んぼは作っています。

議　　長　　他に何かご質問はありませんか。質問が無いようであれば採決をとります。議案第16号、桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全　　委員　　（挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成ですので議案第16号は原案のとおり決定しました。続きまして議案第17号 桂川町農用地利用集積計画の所有権移転について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事　務　局　　【議案書に基づき説明】

議　　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問ご意見がございましたらどうぞ。

大塚推進委員　　この前の土地でしょ。

議　　長　　そうです。先月話が出てた件ですね。

竹本委員　　畑はサービスであげると言ってたけど。

議　　長　　あれじゃないですか。全部面積を換算して計算してるんじゃないですかね。

久保推進委員　　これ〇〇さんがちらっと言ってたけど話はつかなかったのかな。

議　　長　　はっきりは分かりませんが大方そういうかたちです。

事務局 こちらの農地はこれから一度推進機構を通しまして、次回〇〇さんの方にアグリさんの方にして、一度こちらを通してそういう手続きになりますので。

議長 これはですね、税金等変更するときのあまりお金がかからないという、ある程度土地の売買については推進機構を使って行うケースが年に何回か出てくるようなかたちになっております。

他に何かご質問はありませんか。質問が無いようであれば採決をとります。議案第17号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので議案第17号は原案のとおり決定しました。続きまして議案第18号 遊休農地の判定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

竹本委員 この前〇〇君の土地だった耕作地。お墓の下。

原中委員 三角のところ。

竹本委員 確認はとれましたか。

事務局 とれました。ちょっとお待ちください。

議長 これ下から二番目では。

事務局 そうです。34番です。3ページの34番になります。写真の方は12ページです。これは九州アグリさんに確認はとってありますけど、畑ということで今後管理自体は所有者の方とお話しして草刈り等の管理等は行っていきたいというお話は〇〇さんの方からは頂いております。

竹本委員 機械は入るんですかね。

事務局 機械は入らないと思います。ちょっと最近の状況だとこの写真では右側

に側溝が隠れていますけど、実際側溝がありますのでちょっと機械をいれるというのは困難かと思われま

議 長

A判定のところですね、一応各農業委員さんの担当地区がありますが、できるだけ自分でチェックしていただいて、これ以上ひどくならないように荒れないようにお願いしたいと思います。

大塚推進委員

すいません。B判定になるとこれからの事務作業というのはどうなりますか。

事 務 局

はい。B判定と判断致しましたところにつきましては農業委員会の方から非農地通知の方を通知いたしまして農地から外れるということになります。

大塚推進委員

そうすると本人が現況証明取りに来て、それを持って地目変更はできるわけですか。

事 務 局

原則できます。ただし、法務局の手続きで見方がどうなるかはちょっと分からないです。

大塚推進委員

申請すれば、一応、現況証明は農地が無いということで雑種地か何か分からないけど出すということになるんですよね。

事 務 局

はい。添付書類の方に添付して。

大塚推進委員

悪意を持って放置して農地ではないということで地目を変えるということも出てきますよね。

事 務 局

可能性はあります。こちらの農地パトロールの現況調査をする前に質疑が少しあったかと思うんですけども、一段の農地の中にポツンと荒れた農地を非農地にした場合、そこが宅地化になる可能性があります。そういうことができるだけないように。たとえば端っこですとか、耕作に支障がないようなところで荒れた農地とかいうのは良いかと思うんですが。

大塚推進委員

だから言っている通り農業委員会を通さずに、結局現況がそういうかたちだから、本人が地目を変更して家を建てるのが可能になってきますよね。

事務局 はい。可能になります。農業委員会の手続きを得る必要がありません。

大塚推進委員 そういうことですよ。

事務局 はい。

大塚推進委員 今さっき言ったように厳密にしていかないとそういうケースが出てくる可能性はありますよね。

事務局 これから農業経営に支障があるかどうか、まずそこが基準になろうかと思えます。支障がない農地も色々ありまして、支障のないような端っこの農地、真ん中の農地、山付の農地、色々ありますけれども、そういったところを吟味する必要があります。

大塚推進委員 わざとされると困りますね。

事務局 そういった方もいないとは限りませんので。

議長 B判定のところでは通知を出すんですけど、今言われたように、周りの田んぼに影響があるような所とか、そういうところはできるだけ出さないというようなかたちは一応とっております。それから先どういうふうにするかというのは個人の判断でしょうけどね。たしかに今大塚委員が言われるように、そういった悪意を持ってする人も中にはいるとは思いますが、その辺は十分気を付けてるつもりです。

久保推進委員 昔、農業委員会側もシルバー人材センターを雇って草を刈ってもらってその費用を持ち主に請求するという政策例があるということを知ったことがあるけども。

議長 強制力がないんですよ。

事務局 その件は、私は聞いたことがありません。以前はどうか分かりませんが。

久保推進委員 なにかで聞いたことがあるんですが。地元の生産組合とかの話で、そう最終的にそういうことになるというような。

事務局 そういう制度はあったと思います。

竹本委員 B判定になると税金は上がるんですか。

事務局 現況課税になりますので多分そのままだと思います。

大塚推進委員 大都会もそういう農地ならこういう話はあると思うんですよ。ただ田舎でしょ。

事務局 山とかでしたら農地よりも安いですし、原野とかでも安いです。開発すればまた変わりますけど。

神崎委員 僕も一つ聞きたいんですけど、B判定で九郎丸で一件だけ丸尾谷の〇〇さんという方がいらっしゃるんですけど、ここの隣で作ってる〇〇さんが連絡を取りたいんですけど全然辿れないというふうに言われてたんですけど、役場の方では〇〇さんのところは把握はされていらっしゃるんですか。

事務局 こちらはいらっしゃるんですか。

神崎委員 もう全然。今話聞いてる中では、こういうふうなことは送付して連絡しているということを言われてたんですけど。〇〇さんか近隣の方に送付はされてるんですか。戻ってきたりとかはしていないんですか。

事務局 戻ってきてるようであれば追跡調査はしていると思います。一度通知を出しまして現況意向調査、どのように農地を管理しますかというふうな調査をかけます。その際に戻ってくるようなことがありましたら追跡調査で関係者の方を調べますけども、そういったことでないのであれば把握はしていません。

神崎委員 じゃあこの方がどこでどうされてるかも全く分からない可能性もあると。

事務局 そうですね。うちで追跡調査をした経緯があるかどうかを確認してみます。

議長 〇〇さんはどうされたいと。

神崎委員 要は隣でずっと管理されてないので土地を買ってもいいみたいな話をしたかったかなにかで調べただけど、〇〇さんにどう連絡取ればいいのかわからないと。途中までは辿って辿って行ったらしいんですけど、所有権

の関係で、途中から分からなくなってしまうと言われてたんですね。その時は、今日お話聞いてて放棄地ということだったんで、もしかしたらこの耕作者であがってる16名の方は連絡取れなくなってる方が他にもいらっしゃるのかもしれないですね。もしかしてそういうのがあるのかなと思ってですね。これ以外にもA判定であがっているところの所有権を購入したいんだけど誰に話聞いていいのかわからないということがあったので。

事務局

A判定の方で意向調査かけますので、そちらの方で所在不明で戻ってきた方については追跡調査を行っています。過去にそのような経緯があったかどうかについては確認したいと思います。

神崎委員

はい、すいません。

議長

他に何かご質問はありませんか。質問が無いようであれば採決をとります。議案第18号、遊休農地の判定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全委員

(挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成ですので議案第18号は原案のとおり決定しました。

その他事項について事務局より説明をお願いします。

事務局

その他事項

- ・農地のあっせん要望について
- ・現況証明願について
- ・全国農業委員会会長代表者集会参加について

次回の農業委員会は12月4日月曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第7回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人
